

令和8年度京都御苑国土強靱化計画策定業務
特記仕様書

1. 件名

令和8年度京都御苑国土強靱化計画策定業務

2. 適用

(1) この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月改定版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

<https://www.env.go.jp/content/900493288.pdf>

(2) この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

3. 業務の目的

令和7年6月6日に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画において、推進が特に必要となる施策として、「利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備【環境省】」が位置付けられ、「国立公園、国定公園、国民公園等における利用者の安全確保や国土の荒廃を防止するための対策（要対策箇所：1,726か所）の完了率44%【R6】 → 81%【R12】 → 100%【R22】」が目標に掲げられた。

また、国土強靱化年次計画2025（令和7年6月6日国土強靱化推進本部決定）における主要施策の一つとして、「近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む。」とされている。

本業務は、京都御苑の国土強靱化・防災対策の状況について現況を整理し、今後15カ年程度に実施する必要がある取組について整理し、「京都御苑国土強靱化計画」を策定することを目的とする。

4. 業務の内容

対象範囲：京都市上京区京都御苑 65.1ha

本計画の策定にあたっては、以下の既存計画等と整合を図ること。

- 第一次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）
- 国土強靱化年次計画（国土強靱化推進本部決定）
- 京都府及び京都市の国土強靱化地域計画、地域防災計画等（最新版）
- 防災・減災、国土強靱化対策に係る各種計画（最新版）
- 環境省業務継続計画（令和6年4月）
- 環境省防災業務計画（令和6年4月）

また、防災・減災、国土強靱化対策機能の強化の検討にあたっては、京都御苑の自然景観・生態系及び歴史・文化的価値の保全について考慮すること。

(1) 計画準備

調査及び計画検討を行うため、業務計画書を作成する。

(2) 現状把握・脆弱性評価

発注者が貸与する資料及び現地調査により、京都御苑の防災対策の状況について現況を把握し、地震、風水害・土砂災害、大規模火災等の災害シナリオに基づく影響評価を行う。

＜発注者が貸与する資料＞

- 令和7年度京都御苑長寿命化計画策定業務（健全度調査）報告書
- 令和7年度京都御苑施設整備基本計画更新業務報告書
- 大規模災害等発生時における京都府・京都市・京都御苑関係機関の連携・協力に関する協定
- その他、業務を実施する上で必要な資料

(3) 強靱化対策の立案

(2)の評価に基づき、京都御苑において実施すべき対策について、性能目標（例：想定する災害規模に対する被害の軽減の程度、許容浸水深〇cm、〇日以内の暫定復旧、発災時の被害状況の確認範囲など）を設定し、ハード及びソフト対策について立案し内容を検討する。

＜ハード対策の例＞

- 施設の新規整備、既存施設の耐震改修案、排水・浸水対策プラン、非常用電源・通信機能強化、デジタル防災や自然共生型インフラの導入等

＜ソフト対策の例＞

- 大規模災害発災時の避難誘導・初動マニュアルの作成、関係機関との連携等

＜留意事項＞

- それぞれの対策は、「脆弱性評価の結果（令和5年4月 国土強靱化推進本部）」の「フローチャート分析結果」において設定した「【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備」に合致させること。
- 各対策に期待される効果については、立案の段階で定性的（人命被害の回避等）及び定量的（被害想定額の軽減、復旧までの期間等）な評価を行う。
- ハード対策において工法等が複数ある場合は、対策の概要（対策効果、難易度、概算費用・コスト縮減、維持管理の程度等）を比較し、より有効なものを選定すること。
- 対策の提案にあたっては、他の国の機関、地方公共団体及び民間の取組の事例のほか、先端技術を活用した事例等を調査し、参考資料として整理すること。

(4) 国土強靱化計画策定

(3)の対策について、今後15年間程度の（目標年度：2040年度頃）「京都御苑国土強靱化計画」（以下、15年計画という。）としてとりまとめる。

各対策は(3)で整理した「脆弱性評価の結果（令和5年4月 国土強靱化推進本部）」のフローチャート毎にまとめ、アウトプットとアウトカムを設定する。また、対策の分野別にKPIを設定し、進捗管理の手法について提案するとともに、事

業進捗の「見える化」のイメージを作成すること。

<留意事項>

- 15年計画のうちハード対策については、今後15ヵ年で各施設が老朽化により劣化が進行することを考慮した上で事業実施の優先順位を検討すること。
- 15年計画のうち特に対策が急がれる事業については、今後5ヵ年以内に対策すべき事業計画（以下、5年計画という。）として別途整理する。
- 5年計画の整理にあたっては、京都御御苑管理事務所の人員及び予算の状況を踏まえ、単年度における事業量の平準化を図ること。

(5) 打合せ

初回、中間（3回）、業務終了時 計5回程度

(6) 成果品作成

報告書（本文、概要版、計画書、関連図表・脆弱性マップ、参考資料等）2部
電子データ 一式

5. 業務履行期限

契約締結日 ～ 令和8年12月17日（木）まで

6. 成果物

紙媒体：報告書 2部

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省京都御苑管理事務所庭園科

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて次の資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。
 - 令和7年度京都御苑長寿命化計画策定業務（健全度調査）報告書（令和8年2月）
 - 令和2年度京都御苑施設整備基本計画策定業務報告書（令和3年3月）
 - 大規模災害等発生時における京都府・京都市・京都御苑関係機関の連携・協力に関する協定資料閲覧を希望する者は、入札説明書の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。
ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、各資料における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。
- (4) 本業務にあたっては、次の計画等の内容を十分に理解した上で実施すること。

●第一次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/honbun.pdf

「第4章 推進が特に必要となる施策」より抜粋（次頁）

推進施策 113

・利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備【環境省】

《目標》

国立公園、国定公園、国民公園等における利用者の安全確保や国土の荒廃を防止するための対策（要対策箇所：1,726か所）の完了率

44%【R6】 → 81%【R12】 → 100%【R22】

●国土強靱化年次計画 2025（令和7年6月6日国土強靱化推進本部）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/nenji_keikaku/2025/pdf/honbun1_r070606.pdf

「第2章 各施策グループの推進方針等」より抜粋

4-7) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

（推進方針）

- 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む。

●脆弱性評価の結果（令和5年4月 国土強靱化推進本部）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/sisin_t_r50407-2.pdf

「第2章 「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点からの脆弱性の総合的な評価」より抜粋

4. 経済活動を機能不全に陥らせない。

4-7) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

① 現状の分析、進捗状況の評価（成果と課題）

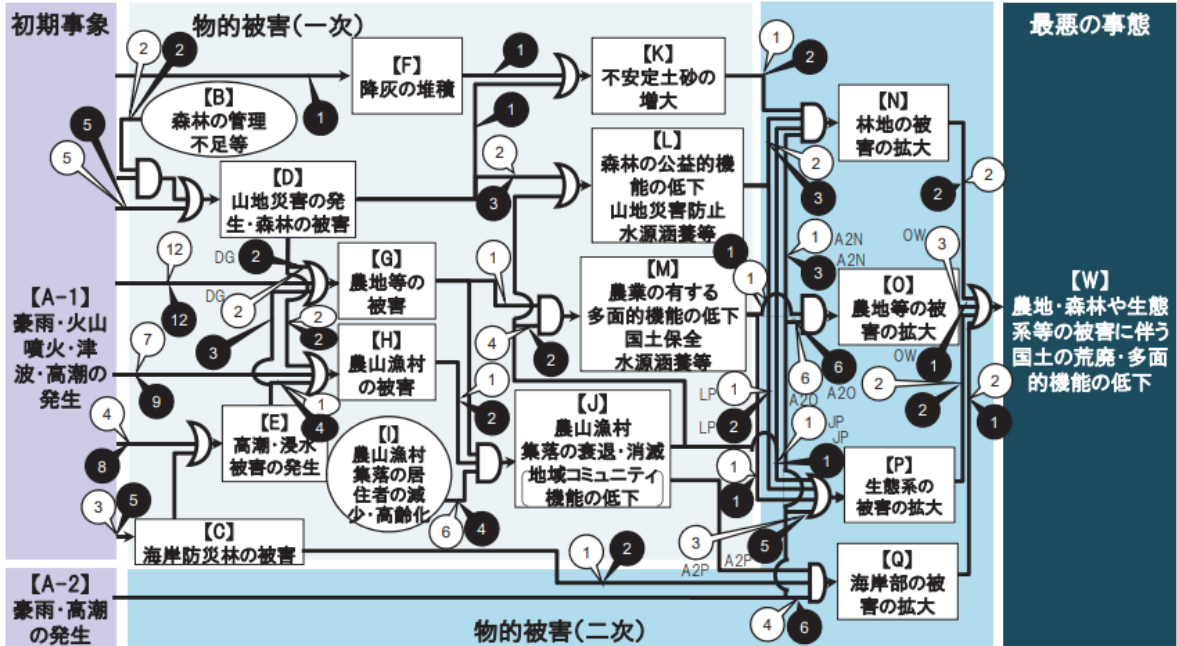
- 自然公園等施設の整備については、国土強靱化対策を実施・支援した結果、対策箇所数は218箇所から484箇所に向上した。しかしながら、目標値1,122箇所に対して未だ約43%に留まっていることから、引き続き施策の推進が必要である。

●脆弱性評価の結果（令和5年4月 国土強靱化推進本部）

「（資料1）フローチャート分析結果」より抜粋（次頁）

フローチャート4-7

「(4-7)農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下」のフローチャート



<連鎖の関係性>
and連鎖
複数の先行事象が全て発生したら後続事象へつながる
or連鎖
複数の先行事象のうちいずれかが発生したら後続事象へつながる

<連鎖を断ち切る施策数>
ソフト施策数 ハード施策数
吹き出しの中の数字は施策数
施策数0の場合は吹き出しなし

<事象>[]内は「事象記号」
事象
初期事象の発生から最悪の事態に至るまで間に関り得る事象
背景的事象
初期事象の発生に関わらず潜在的に存在している事象

他のフローチャートの対象となる連鎖が含まれる場合は「青枠」で表現し、連鎖の詳細は省略。
※「青枠」にも事象記号を記入し、1つの事象として取り扱う。
フローチャートを読みやすく、連鎖を適切に表現するため、同じ施策で断ち切れる連鎖をもつ事象を赤枠でグループ化している場合もある。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策一覧（4-7）

No.	ソフト	ハード	施策名称	関連事象間	No.	ソフト	ハード	施策名称	関連事象間
1	□	—	【財務】長期相続登記未了土地の解消作業	A1C A1D A1E A1G A1H	31	■	—	【農水】農村における高齢者層への情報集約とネットワークの強化	HJ
2	—	■	【財務】流域治水対策（国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）	A1C A1E A1G A1H A2N A2O A2P A2Q	32	□	■	【農水】風落排水施設の耐震化等	IJ
3	■	■	【農水】海岸防災林の整備	A1G CQ	33	□	—	【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自主的な防災・復旧活動の体制整備の推進	IJ JM
4	—	■	【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策	A1C A1E A1G A1H A2N A2O A2P A2Q	34	□	■	【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	IJ JM
5	□	■	【国交】流域治水対策（河川）	A1C A1E A1G A1H A2N A2O A2P A2Q	35	■	■	【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進	IJ
6	□	■	【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上	A1C A1D A1E A1G A2P A2Q CQ DL EH HJ JM JP LN LP MO MP NW OW PW	36	□	—	【環境】気候変動影響を踏まえた災害対策	NW OW PW QW
7	□	■	【内閣府】スマートインフラマネジメントシステムの構築	A1D A1G	計	23	26		
8	□	■	【農水】荒地等における治山施設の整備	A1D DG DH KN LN					
9	□	■	【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化	A1D					
10	—	■	【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備	A1D A1F A1G A2P A2Q DK DL FK KN LN LP NW PW					
11	■	■	【内閣府】基盤整備の推進による地方創生のより一層の充実・強化	A1D A1H					
12	□	■	【国交】グリーンインフラの推進に伴う社会の強靱性の向上	A1E A1G A1H A2Q					
13	■	■	【農水・国交】海岸の侵食対策	A1E EG EH					
14	■	■	【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進	A1E EG EH					
15	■	■	【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備	A1E EG EH					
16	□	■	【農水】田んぼダム等の取組の推進	A1G A1H					
17	□	■	【農水】GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化	A1G A2O					
18	□	■	【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進	A1G A2O					
19	□	—	【農水】災害に強い農山漁村の実現に向けたデジタル活用による国土強靱化施策の推進	A1G A1H A2O IJ JM					
20	□	■	【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策	A1G A2O IJ					
21	—	■	【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）	A1G A1H A2O					
22	□	■	【農水】農地の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣被害対策の強化	A1G A1H					
23	□	■	【農水】農地の浸水リスクに関する情報の共有・可視化	A1G A2O					
24	■	■	【農水】防波堤と防溜堤による多重防護での防災減災対策の促進	A1H					
25	□	■	【環境】海岸漂着物等に関する緊急対策	A1H A2P A2Q					
26	□	■	【農水】CLT（直交集成板）等の開発・普及	BD					
27	□	■	【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進	BD IJ					
28	—	■	【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様な健全な森林の整備等	BD					
29	□	■	【農水・国交・環境】確土による災害の防止	DG DH DL					
30	□	—	【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定等）の推進及び体制強化	GM OW					

※（黄色）：この施策グループが主たる施策グループである施策

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。